



## 浄化槽の維持管理できれいな水環境を守りましょう！

浄化槽は、微生物の働きにより、家庭からの生活排水等をきれいな水にしてから放流するための設備です。家庭からの生活排水の多くは側溝や水路を通り、河川へ流れていきます。川の汚濁原因は、生活排水が7割以上を占めるといわれ、生活排水を適正に処理してから放流することが大切です。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理を行い、きれいな水環境を守りましょう！

☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223・224)

—— 浄化槽に必要な **3** つの維持管理 ——

### 1 保守点検

浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充等を行います。保守点検の回数や内容は、浄化槽の種類や大きさにより異なります(一般的な家庭に設置されている浄化槽の場合、年3回以上)。埼玉県知事の登録を受けた保守点検業者と契約のうえ行ってください。

### 2 清掃

浄化槽内に生じた汚泥の引き抜きや機器類の洗浄等を、年1回以上行います。町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

#### ▶町許可清掃業者

○益榮商事(株)(☎581・1745) ○(株)ロビン(☎584・2644)

### 3 法定検査

#### ▶設置後の検査(『浄化槽法』第7条検査)

設置された浄化槽が、適性に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3カ月を経過した日から5カ月の間に行わなければなりません。

#### ▶定期検査(『浄化槽法』第11条検査)

浄化槽からの放流水質をチェックし、浄化槽が十分機能を発揮しているかの検査を、年1回行います。検査結果は、浄化槽管理者(使用者)や保守点検業者に通知され、維持管理に生かされます。法定検査の手続きは、指定検査機関で行ってください。

#### ▶指定検査機関

○(一社)埼玉県浄化槽協会(☎501・5707)

※「保守点検」「清掃」「法定検査」は、それぞれ費用(手数料)がかかります。

#### 浄化槽を適正に使用するために

- 天ぷら油等は、そのまま流さずに古新聞等に染み込ませ、可燃ごみとして出しましょう。
- 食べ残しは流さず、よく水気をきって可燃ごみとして出しましょう。
- トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 便器の掃除には、なるべく塩素系洗剤を使わないようにしましょう。
- ブロワ(浄化槽に空気を送る機械)の電源は切らないでください。

#### 浄化槽に必要な届出・報告

- 浄化槽の設置、開始、廃止等を行うときには、手続きが必要です。詳細は生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

#### ▶ご活用ください！

#### 浄化槽設置整備事業補助金

補助対象区域内において自ら居住する専用住宅に設置されている単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽を、合併処理浄化槽に転換しようとする方(住宅の所有者、世帯主等)を対象にその費用の一部を補助します。

※補助対象区域について、また補助金の申請を行う場合には申請条件がありますので申請前にお問い合わせください。

#### ▶補助限度額(令和3年度転換補助の場合)

人槽	補助限度額(合計)	人槽の算定
5人槽	542,000円	住宅の延べ面積が130㎡以下の場合
7人槽	624,000円	住宅の延べ面積が130㎡を超える場合
10人槽	758,000円	台所および浴室が2カ所以上の場合(2世帯住宅)

#### 浄化槽は町が設置・維持管理！

#### 寄居町公設浄化槽事業

町では生活排水処理対策として、寄居町公設浄化槽事業を実施しています。事業区域は、用土区域(2区、3区、4区、5区の一部)、鉢形区域(一部地域を除く)、赤浜区域(赤浜区の一部)です。生活環境と水環境保全のために、ぜひ本事業にご参加ください。

#### 公設浄化槽事業とは

事業区域内の個人住宅等に対して、工事費の一部を分担金としてご負担いただき、町が主体となって浄化槽の設置を行います。また、公設浄化槽使用者の皆さんから維持管理費用として使用料を納めていただき、町が浄化槽の維持・管理を行います。

#### ▶対象

- くみ取り式のトイレを使用しており、水洗トイレ化を希望される方
- 単独処理浄化槽を使用しており、老朽化・故障等により浄化槽の入替を希望される方
- 既設浄化槽の維持・管理に煩わしさを感じている方 等

11/1 から  
受付開始

## 保育所(園)新規利用希望者申込



町では、来年4月から新たに保育所(園)の利用を希望される方の申込受付を行います。なお、現在利用している児童については、保育所(園)を通じて継続入所に係る必要書類を提出してください。

☎子育て支援課(☎581・2121内線201・202)

#### ▶受付期間

11月1日(月)～15日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

#### ▶入所基準

①仕事 ②妊娠・出産 ③保護者の病気やけが、障害 ④同居している親族の介護 ⑤求職活動などの理由で、お子さんの保育を必要とする場合。詳しくは、子育て支援課で配布する「保育施設のご案内」、または町公式ホームページをご確認ください。

#### ▶入所年齢

保育所(園) 0歳～5歳

寄居のこキッズ保育園、小規模保育園いずみは0歳～2歳

#### ▶保育料

各世帯の市町村民税の課税額に応じて定められています。なお、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳～5歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の0歳～2歳児クラスの児童の保育料を無償化しています。

#### ▶給食費

町立保育所 3歳～5歳児クラス 月額4,200円(主食持参)

私立保育園 3歳～5歳児クラス 各保育園で設定した金額

※0歳～2歳児クラスについては、保育料に給食費が含まれています。

#### ▶町内保育所(園)一覧

区分	保育所(園)名	定員(人)	住所	電話	開所(園)時間※	
					平日	土曜日
町立保育所	寄居保育所	150	寄居1333-5	☎581・1295	7:30～19:00	8:00～12:30
〃	男衾保育所	150	富田152-14	☎582・1811	7:30～19:00	8:00～12:30
私立保育園	こぶし保育園	80	藤田235	☎581・3612	7:30～19:00	8:00～14:00
〃	ゆずの木保育園	100	秋山66	☎581・4932	7:30～19:00	7:30～14:00
〃	いずみ保育園	70	保田原147-1	☎581・6697	7:00～18:30	7:00～13:00
〃	寄居のこキッズ保育園	50	露梨子411-1	☎581・0885	7:00～19:00	7:00～19:00
〃	ようど保育園	91	用土133-1	☎577・8316	7:30～19:00	8:00～13:00
私立小規模保育事業所	小規模保育園いずみ	19	保田原149-5	☎581・6697	7:00～18:30	7:00～13:00

※開所(園)時間は延長保育時間を含みます。

※保育時間(平日)は保護者の就労等の状況により、保育標準時間(11時間保育)または保育短時間(8時間保育)になります。

※保育時間等の詳細については、各保育所(園)へお問い合わせください。

#### ▶申込方法

子育て支援課で配布している申込用紙等に必要事項を記入し、同課へ提出してください。申し込みの際、就労証明書等の提出も必要です。不備がある場合は受付できませんので、時間に余裕を持ってご準備ください。

#### ▶その他

町外の保育所(園)の利用を希望される方は、該当市町村へ申込期限および必要書類の確認をお願いします。なお、申込受付は子育て支援課です。

#### 町独自の負担軽減措置

第3子以後の給食費について、町独自の軽減措置を実施しています。利用については申請が必要です。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

